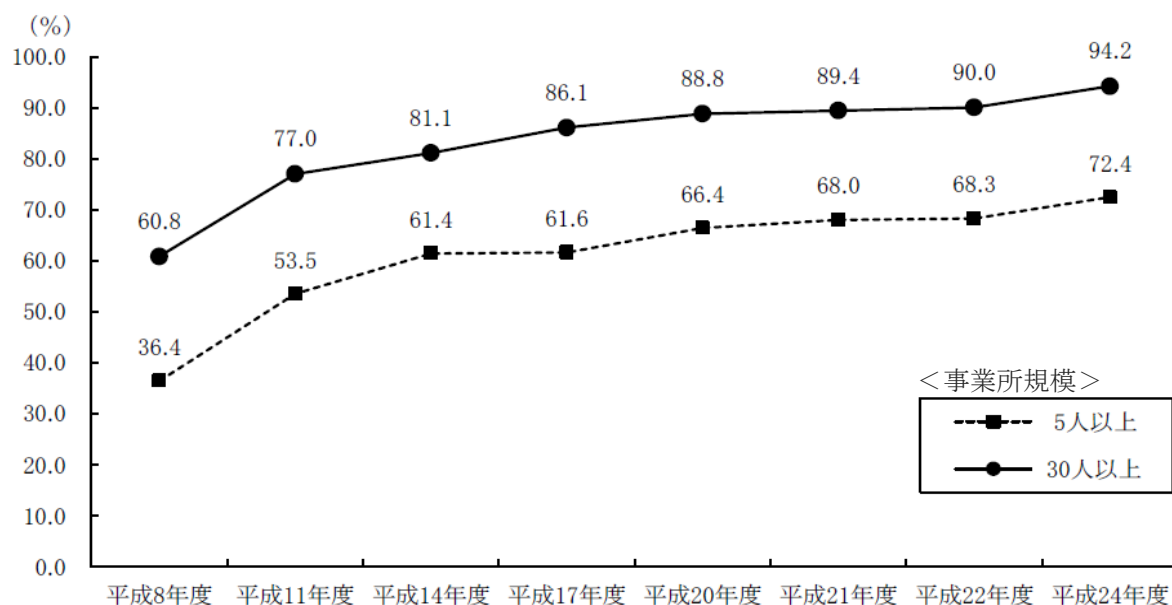


事業所における育児休業制度の規定状況、制度内容及び取得期間について

(資料:厚生労働省 平成24年度雇用均等基本調査 事業所調査)

1 育児休業制度の規定状況

図1 育児休業制度の規定あり事業所割合の推移



2 育児休業制度の内容

表1 最長育児休業期間別事業所割合

(%)

	育児休業制度規定あり事業所計	1歳6か月(法定どおり)	1歳6か月を超え2歳未満	2歳～3歳未満	3歳以上	不明
平成 21 年度	100.0	85.6	3.2	9.2	2.0	0.0
平成 22 年度	100.0	84.9	3.3	10.4	1.4	—
平成 24 年度	100.0	86.4	3.2	8.3	2.2	—

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)で規定する育児休業制度の概要 (資料:厚生労働省ホームページ 育児・介護休業法のあらまし)

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる(一定の範囲の期間雇用者※1も対象となる)。

一定の場合※2、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。

※1 一定の範囲の期間雇用者

申出時点において、次の(1)、(2)のいずれにも該当する労働者

- (1) 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- (2) 子が1歳に達する日(誕生日の前日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

※2 一定の場合

次の(1)、(2)のいずれかの事情がある場合

- (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- (2) 子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

育児休業中の労働者が継続して休業するほか、子が1歳まで育児休業をしていた配偶者に替わって子の1歳の誕生日から休業することもできる。

3 育児休業の取得期間

(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間)

表2 取得期間別育児休業後復職者割合

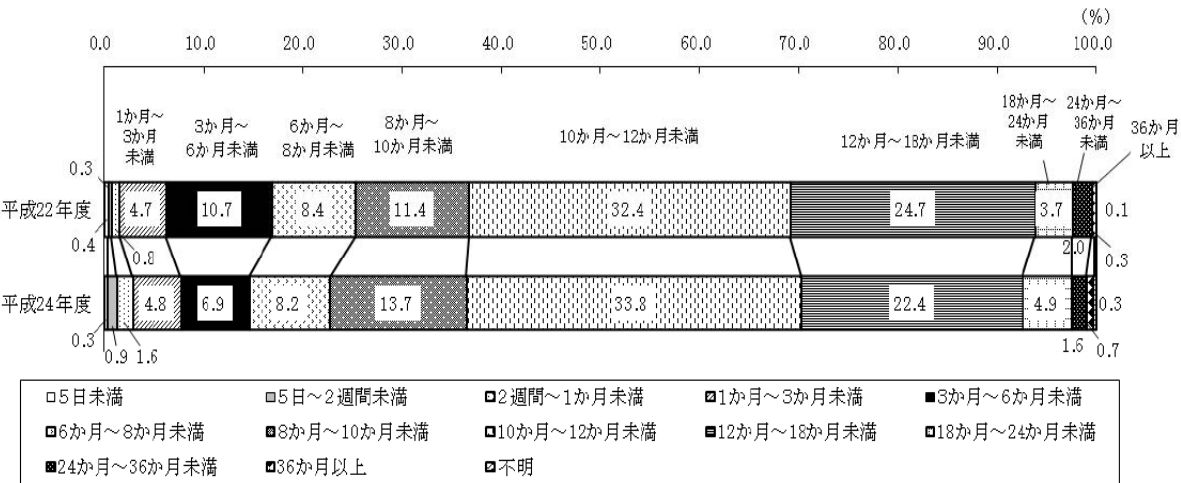
(%)

		育児休業後復職者計	5日未満	5日～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上	不明
女性	平成 22 年度	100.0	0.4	0.3	0.8	4.7	10.7	8.4	11.4	32.4	24.7	3.7	2.0	0.3	0.1
	平成 24 年度	100.0	0.3	0.9	1.6	4.8	6.9	8.2	13.7	33.8	22.4	4.9	1.6	0.7	0.3
男性	平成 22 年度	100.0	35.1	28.9	17.3	7.2	4.7	0.3	0.3	0.4	0.5	—	—	—	5.3
	平成 24 年度	100.0	41.3	19.4	14.8	17.9	2.2	1.4	0.4	2.1	0.3	0.2	—	—	—

注:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。

図2 男女別、取得期間別育児休業後復職者割合

(女性)



(男性)

